

## 特定放射性廃棄物の最終処分に関する関係府省庁連絡会議 設置要綱（案）

令和 5 年 5 月  
関係府省庁申し合わせ

## 1. 趣旨

令和 5 年 4 月 28 日に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、文献調査の対象地域や関心地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止め、関係府省庁の連携の下、当該地域の将来の持続的発展に向けて取り組むため、局長級の関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議（局長級）」という。）を設置する。

## 2. 構成

連絡会議（局長級）の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認められるときは、構成員を追加することができる。

また、連絡会議（局長級）の円滑な運営を図るため、課長級の関係府省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会（課長級）」という。）を設置する。

## 3. 議事

議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

## 4. 事務処理

会議に関する事務は、資源エネルギー庁において処理する。

## 5. 会議の公開等

会議は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に資源エネルギー庁ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

## 6. その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別添)

令和5年5月現在

特定放射性廃棄物の最終処分に関する関係府省庁連絡会議（局長級）  
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局／役職
内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局統括官
	地方創生推進室次長
総務省	大臣官房総括審議官
文部科学省	研究開発局長
厚生労働省	政策統括官（総合政策担当）
農林水産省	大臣官房長
★資源エネルギー庁	長官
国土交通省	総合政策局長
環境省	総合環境政策統括官

★議長

(別添)

令和5年5月現在

特定放射性廃棄物の最終処分に関する関係府省庁連絡会議幹事会（課長級）  
関係府省庁構成員一覧

省庁名	部・局／役職
内閣府	原子力政策担当室参事官
	地方創生推進室参事官
総務省	大臣官房企画課長
文部科学省	研究開発局原子力課長
	研究開発局原子力課放射性廃棄物企画室長
厚生労働省	政策統括官（総合政策担当）付 政策統括官室参事官（総合政策統括担当）
農林水産省	大臣官房地方課長
★資源エネルギー庁	電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長
国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課長
環境省	大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室長

★議長